

なぜ今、人権まちづくり 条例?

尼崎市は、「人権文化いきづつまちづくり条例」を策定しようとしています。本来、10年に一度の人権教育・啓発推進基本計画を練り直す節目である今年、それを横に置いてまで策定を急いでいる、この条例とはいったい何なのでしょう。よくよく調べてみれば、市民の基本的な人権を侵す危険性をはらむ内容になっています。本当に人権が保障された差別のない社会を実現するために、この条例は有効なのでしょうか？

ところ

ハーティ21

尼崎市南塚口町4丁目4

とき

2020年

1月

18日(土)

午後2時

尼の人権まちづくり条例をかんがえるシンポジウム

みんなと一緒に
かんがえよう



(仮称)

人権文化いきづつまちづくり条例(骨子素案)とは?

(仮称)「人権文化いきづつまちづくり条例」(案)とは、尼崎市が「今なお、不当な差別や排除、暴力などの人権侵害が生じており、多くの人々が傷ついています。性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病、被差別部落出身その他出自・経歴等を理由とした不当な差別は私たちの日々の暮らしに存在しています」として、2020年2月議会の制定に向けて提案しているものです。

国会では2016年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の「人権3法」を立て続けに成立させていることも、この条例を作る要因になっていますが、党議員団は、社会問題としては解決済みの部落差別が取り上げられており、また市民に責任を押しつける内容の本条例案は問題があると考えます。

憲法に定められた人権とは?

憲法では、主な基本的人権を規定し、それらの権利を国や地方行政(公的権力)が侵すことを禁止するとともに、公的権力が、権利保障のために必要な施策をおこなうよう求めています。私たち誰もが、いのちをもって存在していることそのものが保障され、健康で豊かに、そして自由に生きることが人権です。市は、こうした人権を誰かれの区別なく、等しく実現できるよう施策を講じることを何よりも優先させるのが本来の仕事です。



憲法に基づいて市がおこなうべきことは?

市民の権利を守るために、市がおこなうこととは、市民生活を豊かにする人権保障の具体化です。県下の自治体と比べても高すぎる国保料の値下げ、障がい者や高齢者など生活困窮者へもっと手をさしのべる、最近問題になっているクラブ活動で生徒が体罰を受けるような実態をなくす等、具体的な施策を実行することです。